

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月7日

香川県知事 真 銅 武 紀

香川県規則第40号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年香川県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、公共職業能力開発施設又は職業能力開発促進法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていないもの（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）<u>第1条の4第1項第7号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第10号において同じ。）を扶養しているもののうち当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（<u>小学校及び幼稚園を除く。</u>）、同法第124条に規定する専修学校、公共職業能力開発施設又は職業能力開発促進法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（<u>職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。</u>）を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていないもの（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）<u>第1条第1項第7号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第10号において同じ。）を扶養しているもののうち当該事由に該当することとなつた日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して</p>

求職の申込みをしたもの（雇用対策法施行規則第1条の4第1項第7号イ(4)に該当する者に限る。）

(9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第10条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であって、本邦に永住帰国した日から起算して10年を経過していないもの

(10)～(14) 略

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者（他の安定した職業に就いているものを除く。）で雇用対策法施行規則第1条の4第1項第7号イ(2)及び(4)に該当するものであって、公共職業能力開発施設の行う職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条の短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して支給する。

（技能習得手当）

第5条 略

2・3 略

4 略

(1) 略

(2) 前項第2号に該当する者 自動車等を使用する距離が片道10キロメートル未満である者にあっては3,690円、その他の者にあっては5,850円（基本手当の日額の級地区分が3級地に該当する者であって、自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上であるものにあっては8,010円）

(3)～(5) 略

5～7 略

求職の申込みをしたもの（雇用対策法施行規則第1条第1項第7号イ(4)に該当する者に限る。）

(9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第10条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であって、本邦に永住帰国した日から起算して5年を経過していないもの

(10)～(14) 略

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者（他の安定した職業に就いているものを除く。）で雇用対策法施行規則第1条第1項第7号イ(2)及び(4)に該当するものであって、公共職業能力開発施設の行う職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条の短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して支給する。

（技能習得手当）

第5条 略

2・3 略

4 略

(1) 略

(2) 前項第2号に該当する者 自動車等を使用する距離が片道10キロメートル未満である者にあっては3,690円、その他の者にあっては5,850円（基本手当の日額の級地区分が3級地に該当する者であって、通所のため利用できる交通機関のないもの又は自動車等を使用しないで交通機関等を利用して通所するものとした場合において、支給対象者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅（停留所等を含む。）までの距離が2キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が1日10往復以下であるもの（以下「通所が不便である者」という。）のうち、自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上であるものにあっては、8,010円）

(3)～(5) 略

5～7 略

(調整)

第7条 訓練手当の支給を受けることができる者が、次の各号に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しないものとする。ただし、その者が第2号から第5号までに掲げる給付（第3条第1項第1号から第10号までのいずれかに該当する者以外の者にあっては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であって、その受ける給付の額がこの規則に定める当該給付に対応する訓練手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

- (1) 雇用保険法第16条の規定による基本手当又は同法第37条の規定による傷病手当
 - (2) 雇用保険法第48条の規定による日雇労働求職者給付金
 - (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第33条ノ2の規定による失業保険金又は同法第33条ノ16の規定による給付
 - (4) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条の規定による退職手当
 - (5) 前各号に相当する手当であって、地方公共団体から支給するもの
- 2 雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者（同法第41条第1項に該当する場合を除く。）が同法第40条の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、当該特例一時金に係る離職の日の翌日から起算して6箇月が経過する日と同条第3項の認定があった日から起算して40日を経過する日のうち、いずれか早く到来する日までの間は、訓練手当は支給しないものとする。

(調整)

第7条 訓練手当の支給を受けることができる者が、同一事由により、雇用保険法の規定による失業等給付その他法令の規定による訓練手当に相当する給付（以下「失業等給付等」という。）の支給を受けることができる場合には、当該支給事由によっては、訓練手当は支給しないものとする。ただし、その者が受ける失業等給付等の額がこの規則に定める当該給付に対応する訓練手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項第9号及び第5条第4項第2号の規定は、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
(経過措置)
- 2 適用日前に受けた職業訓練に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。